

議案第97号

徳島県市町村総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、徳島県市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成29年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

徳島県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約

徳島県市町村総合事務組合格約（昭和54年徳島県指令地方第5号）の一部を次のように改める。

第3条第10号及び第14号中「消防吏員」を「消防職員」に改める。

別表第1及び別表第2中「、」を「，」に改める。

別表第2第3条第2号から第6号に関する事務の項中「海陽町」の次に「，松茂町，北島町，藍住町」を加え，同表第3条第10号に関する事務の項及び第3

条第14号に関する事務の項中「板野東部消防組合」を 「美馬市，那賀町
板野東部消防組合」

に改め，同表第3条第15号から第18号に関する事務の項中「海陽町」の次に「，松茂町，北島町，藍住町」を加える。

附 則

この規約は，平成30年4月1日から施行する。